

渋谷パブリックで経験した 法科大学院生指導

会員 佐田 英二



養成を受けながら

2011年1月に法テラスの養成スタッフ弁護士として採用され、当会の3番目の公設事務所である渋谷パブリック法律事務所（以下、「渋谷パブ」という。）で、1年間の養成を受けた（2012年1月、法テラス東京法律事務所に赴任）。

渋谷パブでの養成期間中は、先輩弁護士との共同受任事件や、法テラスの法律相談から単独受任した事件の処理が主だったが、法曹養成を設立趣旨とする渋谷パブにあって、國學院大學法科大学院等の学生指導にも関わった。設例を基に法的思考力を鍛錬する演習科目に関わり、テーマを定めた少人数クラスでアドバイスを行った外、特に以下の2点が印象深い。

リーガルクリニック（LC）

提携の4法科大学院3年生を対象とするLC上級は、学生に実際の事件処理を体感してもらう科目である。当職は、渋谷パブの所長・蛭田孝雪会員の張り付きとして関わり、学生とともに、弁護士としての在り方について薫陶を受けた。

國學院の2年生を対象とするLC初級は、模擬記録に基づいて、刑事・民事の手続を学ばせる科目である。当職は、四宮啓会員が担当する刑事の被告人役として関わり、接見や被告人質問を受けた。シナリオにない部分は適宜アドリブで回答するわけだが、毎回、自分の事実認定能力が試されている思いであった。法廷弁護技術は、弁護士会の裁判員裁判対応弁護士養成講座と同等以上の高い水準で伝授されており、当職としても学ぶところが大きかった。

喫煙所での対話

喫煙所で対話が促進されることは、周知のことだろう。喫煙所で出会ったときの学生は、学習上の疑問や弁護士の職務について、実に積極的に質問してきた。当職も、持てる限りの知識と経験を動員して、これに応えた（喫煙所での対話を契機に、民事・刑事の手続全体を各4時間で確認する講義を行ったこともある。）。

法科大学院には多様な学生がおり、特に社会人経験者の体験談は、大いに参考になった。事件処理の重圧に苦しんでいるとき、学生との対話で救われたことも少なくない。情熱を持った彼らが、無事に法曹として巣立って行くことを、願ってやまない。

安心して学べる環境を

法曹養成制度については、近時、様々に議論されており、法曹人口増加に対する批判、司法修習生の給付制廃止や法科大学院の統廃合等、法曹を目指す学生を取り巻く環境は、激しく揺さぶられている。そのような安定しない状況の中で、当職が指導に関わった学生たちは皆、不安感に苛まれつつも、各人の想いの実現のため、熱心に法理論・法実務の修得に励んでいた。

優秀な人材を業界に引き込むには、個人の熱意に頼るだけでなく、業界自体の魅力の向上が不可欠である。法曹を目指す有為の学生が、安心して日々の学習に専念できる環境を用意することが、先に法曹の仲間入りを果たした、法科大学院卒の我々の務めだろうと、今思う。

*次号からは「64期リレーエッセイ」を掲載します。